

○財務省告示第七十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十七年四月九日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年五月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第二百二十五回、第二百二十六回、第三百十一回、第三百三十二回、第三百三十六回、第四百四十四回及び第五百十回）、利付国庫債券（三十年）（第十回、第十一回、第十九回、第二十回、第二十三回、第二十五回、第二十六回、第二十七回、第二十八回、第二十九回、第三十三回、第三十五回、第三十七回、第三十八回、第四十一回、第四十四回及び第四十五回）及び利付国庫債券（四十年）（第一回、第二回及び第六回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同			

十 三	十 二	の 経 過 利 子 率	十 一	十 一	九	八	七	六	五
			発 行 価 格	発 行 日	振 替 単 位	額 最 低 面 金	払 込 金 額	発 行 額	募 入 決 定 の 方 法

じ。を競争に付して行われる入札による発行利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当ててからその応募額を順次内訳別表のとおり（）五千万円、十億七千九百六万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額とす。整数倍の金額によるものと発行対象国債ごと、金額を出した金額、次の算式により算

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり)

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額を加え、次の算式により算出する。

式に、払込金額の金額を払込期日に、各行の債権の金額の利率の総額×各発行対象国の債権の利率の子に、100×各発行対象国の債権の前の利率と、支規額×期する支払日か、で発行日／365日

(二) 発行時において、その利子

十 十 十
七 六 五

十
四

利 象 各 準 入 償 償
回 国 発 と 札 還 還
り 債 行 す の 金 期
の 対 る 基 額 限

利
子

月 七 日 午 前 九 時 以 前 訂 正 さ れ
 の 単 利 回 り (平 成 二 十 四
 考 計 値 表 に 掲 載 さ れ 七
 会 統 計 表 七 日 付 公 社 債 券 買 入
 七 年 四 月 七 日 付 本 店 平 成
 銘 柄 毎 月 基 準 利 回 日 証 券 協
 額 金 額 百 円 以 上 千 円 以 下
 (別 表 の 額 百 円 以 上)
 各 行 支 店 債 権 の 額 / 100 × 1 / 2
 同 じ 支 払 金 額 の 限 内 営 業
 日 支 払 金 額 の 限 内 営 業
 日 支 払 金 額 の 限 内 営 業
 う 。 算 式 に よ り 算 出 さ れ
 と し 、 各 支 店 債 権 の 支 払
 発 行 対 象 国 債 の 支 払 期 日
 第十号に規定する発行日
 の 各 期 日 後 の 各 期 日
 受 取 金 額 を 所 得 税 控 除 率 等
 居 住 者 又 は 非 居 住 者 の 金 額
 に 依 り 算 出 し た 金 額 (一)
 者 が 非 居 住 者 の 場 合 に 於 いて
 債 権 発 行 時 点 において 該 債
 乗 じ 金 額 百 分 之 二 十 三 五
 金 額 百 分 之 二 十 三 五
 に 依 り 算 出 し た 金 額 (一)
 の 記 載 又 は 記 録 され 算 式
 の 口 座 に 記 載 又 は 記 録 され
 る も の と し て 振 替 口 座 中
 に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収
 され 振 替 口 座 簿 中
 の 記 載 又 は 記 録 され 算 式
 の 記 載 又 は 記 録 され 算 式

（（利 第付回 百十国 五十年 十）庫 回）債 ）券	（（利 第付回 百十国 四年） 十）庫 四）債 ）券	（（利 第付回 百十国 三年） 十）庫 六）債 ）券	（（利 第付回 百十国 三年） 十）庫 二）債 ）券	（（利 第付回 百十国 三年） 十）庫 一）債 ）券	（（利 第付回 百十国 二年） 十）庫 六）債 ）券	（（利 第付回 百十国 二年） 十）庫 五）債 ）券	名称及び記号
一・四%	一・五%	一・六%	一・七%	一・七%	二・〇%	二・二%	利率（年）
日年平 九成 月四 二十六	日年平 三成 月四 二十五	日年平 三成 月四 二十四	十年平 日十成 二月 十二三	日年平 九成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十三	償還期限
五億 円	百 五十 億 円	五 十 億 円	二 十 六 億 円	百 六 十 億 円	円三 百 十 一 億	四 十 四 億 円	（発行 額） （額） （面） （金額）

（別表）

二十	十九	十八
払込期日	者入札参加	払場所
平成二十七年四月九日	財務大臣から通知を受けた者	元利金支
		た場合には、訂正後の当該単利
		利回り）とする。
		日本銀行

（利付第三十年国库七回）	（利付第三十年国库五回）	（利付第三十年国库三回）	（利付第三十年国库九回）	（利付第三十年国库八回）	（利付第三十年国库七回）	（利付第三十年国库六回）	（利付第三十年国库五回）	（利付第三十年国库三回）	（利付第三十年国库回）	（利付第三十年国库回）	（利付第三十年国库回）	（利付第三十年国库回）
一・九%	二・〇%	二・〇%	二・四%	二・五%	二・五%	二・四%	二・三%	二・五%	二・五%	二・三%	一・七%	一・一%
日年平 九成 月五 二十四	日年平 九成 月五 二十三	日年平 九成 月五 二十二	九平 月成 二五 十 日年	三平 月成 二五 十 日年	日年平 九成 月四 二十九	日年平 三成 月四 二十九	十年平 日十 成二 月十 二十八	日年平 六成 月四 二十八	日年平 九成 月四 二十七	日年平 六成 月四 二十七	日年平 六成 月四 二十五	日年平 三成 月四 二十五
百十五億 円	三十億 円	八十億 円	六億 円	百十三億 円	四十二億 円	七十億 円	円二百十六億	億三百四十一	円二百十四億	億六百二十五	二十五億 円	八十七億 円

（利付第四十六回） （国库庫債券）	（利付第二十回） （国库庫債券）	（利付第十一回） （国库庫債券）	（利付第三十四回） （国库庫債券）	（利付第三十四回） （国库庫債券）	（利付第三十四回） （国库庫債券）	（利付第三十回） （国库庫債券）
一・九%	二・二%	二・四%	一・五%	一・七%	一・七%	一・八%
平成三年六月二十五日	平成三年六月二十一日	平成三年六月二十日	平成十年十二月二十六日	平成九年五月二十六日	平成十年五月二十五日	平成三年五月二十五日
三十億円	二億円	三十三億円	十五億円	十億円	四百十五億円	五十億円